

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近世前期の富士村山修験と野論争論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮原, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002367">https://doi.org/10.57529/00002367</a>

## 近世前期の富士村山修験と野論争論

宮原一郎

### はじめに

平成二〇年、富士山の登山者は三〇万人を超えた。近年、とみに外国人による登山が、富士山登山客の増加に寄与しているという。そして、世界遺産登録に向けた活発な動きのある富士山であるが、現在八合目より頂上の部分は、静岡県富士宮市にある富士山本宮浅間大社の所有地として、昭和四九年（一九七四）に最高裁判所で確定された事実 はあまり知られていない。この裁判では、富士山を御神体として宗教的な儀式や行事に必要なものと主張した浅間神社の訴えが認められた。登山客で賑わいをみせる富士山は、古来より現在にいたるまで、信仰の対象として位置づけられている別の顔を持つことの証左でもあろう。

富士山への登山口は、江戸時代富士講の興隆により発展した甲斐国側の吉田・川口、駿河国側の大宮（富士宮）・須走・御殿場・須山がある。なかでも大宮の浅間神社から向かう登山口は、歴史的にもつとも古く、一般的なコースであった。おそらく外国人で初めて富士登山をしたのは、万延元年（一八六〇）七月、英国の公使オールコックであ

表 1 國學院大學図書館所蔵岩本村関係文書一覧

	番号	年代	題箋<内題>
1	別105	明治5年(1872) 8月	駿州富士郡五貫島村 初穂上納記(初穂上納記)
2	別106	明治15年(1882) 8月17日	明治十五年 民有山地官有ニ御定之場所御下戻願書(駿河国富士郡)
3	別107	元禄10年(1697)	元禄十年 富士山野論訴訟問答書留
4	別108	元治2年(1865)	元治二年 富士山林野ニ関スル訴状写
5	別109	正徳3年(1713) 8月6日	正徳三年 富士大宮司外社人御咎被仰付候御請書写 <済証文 四通写>
6	別110	元禄10年(1697)	元禄十年 駿州大淵村諍論口上書控 <元禄十 八月 駿州大淵村諍論口上書控 杉田・大淵・粟倉>
7	別111	永正18年(1521)~ 延宝3年(1675)	駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写 <延宝弐年寅ノ二月 駿州富士郡寺社領 御朱印古証文写>
8	別112	延宝7年(1679)	富士山野諍論訴訟留 <延宝七未六月 富士山野諍論訴詔留>
9	別113	寛政7年(1795)~ 同9年(1797)	寛政七年至同九年御用日記帳(駿州富士郡岩本村名主長十郎留書) <寛政七年正月吉辰 御用日記帳>
10	別114	安永3年(1774)~ 天明2年(1782)	安永三年至天明二年御用留(駿州富士郡石本村名主幸左衛門留書) <幸右衛門代 御用留>
11	別115	貞享2年(1685) 3月4日	貞享二年富士山南表山山野諍論御裁許御裏書絵図面写(縮図) *もとは延宝7年(1679)10月12日の裁許絵図

註：別112を除き、「昭和五年一月十五日受入」とあり。別112は記載なし。  
形態は、別107は横帳、別115は鋪、其他は全て縦帳である。



図1 駿河国富士郡野論関係村地図

国土地理院発行二万五千分一地図「富士宮」「吉原」をもとに作図

ろう。<sup>①</sup> 当時の大宮口は村山の浅間社を経て富士山へ向かっており、オールコックもこのルートで富士山頂に到達した。村山口とも呼ばれるこのルートの先達を務めたのが、村山修験であった。本稿では、村山口の先達である修験（大鏡坊・池西坊・辻ノ坊など）たちと、大宮町を中心とした大宮領・蒲原（神原）領・加嶋領（現在の富士宮市・富士市周辺）の富士郡村々が、富士裾野の野地をめぐり争った明暦期（一六五五～五八）と延宝期（一六七三～八一）における野論争論をもとに、近世前期における争論の特徴や、彼ら村山修験の存在形態などについて検討したい。

村山修験については宮家準らの研究に詳しい。<sup>②</sup> 特に村山三坊ともいう池西坊・辻ノ坊・大鏡坊の三坊を中心とした修験者たちである。寛永一八年（一六四一）徳川家光より、池西坊・九五石一斗余、辻ノ坊・九四石五斗、大鏡坊二五石五斗と、合計二一五石余の朱印地を拝領した一大勢力である。また、池西坊は今川家に仕えていた井出藤左衛門正俊の息子で、その兄は伊豆国の代官を務めた井出甚十郎正信であり、土豪的な性格をもつ家でもあった。<sup>③</sup>

今回対象の村は駿河国富士郡の村々である。寛永元年（一六二四）秀忠の二男徳川忠長が駿府へ封ぜられ、その領知として設定されたが、同八年に蟄居処分を受け、同一〇年にはその領知が収公された。その後は一部旗本領などが見られるものの、主に幕府代官の支配する幕領が多く置かれた。この点は関根省治により近世初期から前期にかけての代官支配の実態について明らかにされている。<sup>④</sup>

また、近世前期である一六世紀は、耕地の開発にともない多くの争論が発生しており、「開発の時代」とも称される時代であった。<sup>⑤</sup> 本稿で分析する富士野をめぐる争論は、既に富士宮市史で紹介されている。<sup>⑥</sup> 富士川左岸と潤井川右岸の低湿地を開発して成立した加嶋領の村々が争論に加わることを、村の開発と関連づけてこの野論を取り上げている。しかし、延宝期の野論に参加した村を、それ以前の明暦期のものと混同するなど、基本的な記述内容の誤認が目立つ。ただ、明暦期と比べて延宝期の争論に参加する村が増えた原因は、加嶋領の村々が開発され、草木などが必要

になったとの指摘は間違いないだろう。

対象とする史料は、國學院大學図書館所蔵にかかるものである(表1参照)。この文書は、作成当初は豎帳形式の文書であったものが、遅くとも昭和五年一月一五日國學院大學図書館(以下「国大」)へ、袋綴じ(朝鮮綴じ)形式として受け入れられたものである。これらの文書には駿河国富士郡岩本村の御用留などがあり、もとは岩本村の旧蔵文書であった可能性が高い。この中で今回は、表1中の7番・8番・11番の史料をもとに、村山修験と周辺村落の野論争論について論じたい。

同じ岩本村のものとしては、現在国立国文学研究資料館収蔵(以下「国史」)の岩本村文書がある。この岩本村文書中には、「富士川交通史料」という近代以降に原稿用紙に筆耕された写文書があり、こちらにも今回検討する野論関係の史料が含まれている。あくまでも個人的な印象に過ぎないが、対象とする「国大」の史料中におけるくずしの字体は近世前期に特有なものであり、元の史料の表紙には「延宝」との年号があることから、ほぼ同時期に写された可能性が高い。そのため、テキストとしては「国史」より「国大」の史料がより良質なもので、「国大」の史料をもとに検討を行う。ただ、「国史」には「国大」にない史料も含まれており、適宜使用していきたい。

この野論争論の大きな特徴として、評定所の構成員である三奉行(勘定頭・町奉行・寺社奉行)と代官とのやりとりを記した書状類が多く残されている点である。富士宮市史でも指摘する村の開発にともなう争論の発生という観点を所与の前提として、争論が解決にいたるその過程を、明暦と延宝という時期的な差違にも配慮しつつ、トレースしていくことが本論の目的である。

今回の一件では、特に明暦期における三奉行と幕府代官やその手代によって、争論などがどのように解決されるのか、その過程が明らかになる。この時期の評定所については、杉本史子が、万治元年(一六五八)から同二年にかけ

ての評定所の状況を、伊予・土佐国境論をもとに、幕府と大名の領地権をめぐる観点から検証されている。また、同様な視点で、加賀・越前・美濃三ヶ国の国境をなす白山の争論について見瀬和雄が論じている。以前、山論や野論など在地に残された史料から、寛永から明暦期（一六二四～五八）という一七世紀前期における評定所の実態について分析した。今回の検証を通じて、より詳細な評定所における裁判の様子が明らかになるであろう。

最後に、今回の争論では、論所を見分する検使の動きも一つの注目点である。この論所へ派遣される検使を本格的に注目したのは塚本学である。塚本の指摘を踏まえ、寛文から正徳期（一六六一～一七一六）までの論所検使について以前検討した。その拙稿では、①寛文・延宝期の番方系による検使派遣は、塚本氏が言うような論所派遣検使として理解できる。②しかし元禄期に特に見られる代官手代による検使は、裁許状の形式が老中加判から寺社奉行加判へと変化しているように、同種のものとして見るべきではない点を指摘した。寛文期以前の検使については、その動きを記す史料は、当時管見の限り見られず明らかにすることが叶わなかった。今回の一件から、特に寛文以前の検使選定やその役割などが明らかにになり、そこからどのように寛文・延宝期以降に変化したのかも明白にできるだろう。

## 一 明暦期の野論

### 1 争論の展開

この争論の発端については「明暦貳年申六月十四日御代官衆江被遣御状之写」という、明暦二年（一六五六）六月一四日、勘定頭曾根源左衛門吉次・同伊丹蔵人勝長・寺社奉行神尾備前守元勝・同松平出雲守勝隆の四名が、幕府代官井出藤右衛門正祇・一色忠次郎直為に下した書状から明らかとなる。

(史料一)

明曆貳年申六月十四日御代官衆江被遣候御状之写

井出藤右衛門御代官所駿州富士郡大宮町・一色忠次郎御代官所同郡山本村・星山村・岩本村・入山瀬村・杉田村・久沢村・あつ原村并左馬頭殿御領分同郡野中村・中里村、右馬頭殿御領分同郡下小泉村・若宮村・源道寺村・黒田村・淀師村此拾五ヶ村百性申候ハ、前々より富士山ニ而ハ何方ニ而も入相ニむより次第本草茹来候所ニ、去年未ノ六月大宮之者草茹ニ参候を、村山大鏡坊より草為茹申間敷由ニ而、大宮之者共を打擲仕迷惑之由訴状差上候、大鏡坊ニ相尋候へハ、村山浅間領之分ニ而ハ前々より本草共ニ、右之村之者共ニ為茹候儀無之候所ニ、去年六月大宮之者共理不尽ニ草茹候ニ付而留候由申候、双方申分於当地ニ度々穿鑿候へ共、不分明候間、重而御次而之刻、御檢使被遣、見分之上落着可有之候、其内ハ大鏡坊被申上候発心門とらにば之間ハ論所ニ候間、双方留野ニ可申付候、富士山之儀者大分之事ニ候へハ、前々より拾五ヶ村之者共本草茹来候哉、又ハ大鏡坊咎人支配ニ而拾五ヶ村江為茹不申候哉、かくれ有之間敷儀ニ候を論候事不審ニ存候間、双方共ニ於其地ニ誓紙被申付可被指越候、誓紙前書之案紙有増調遣候間、拾五ヶ村之者共ニハ咎村ニ而頭立たる者之内、三人ツ、血判為致可被申候、又大鏡坊方之者共之儀、頭立たる山伏之内ニ而三人年寄百性之内ニ而式人人数五人ニ血判為致可被申候、右誓紙仕候時判形見為申、其方なと手代咎人宛出シ日限相定、双方共ニ村山浅間宮ニ而仕候様ニ可被申付候、不及申ニ候へ共、誓紙前書ニ書入能儀も候而、又除候而可然事候ハ、各相談ヲ以被存寄之通相極可被申候、将又双方より上候絵図少宛相違之処有之付而、弥落着難成候間、誓紙仕候上、絵図双方立合無相違咎枚ニ仕立候様ニ可被申候、勿論<sup>②</sup>絵図立合仕候ニ付而も聊非道之儀不申出、有体ニ可仕上候旨誓紙前書書入させ可被申候、大鏡坊より去年新規ニ仕候由百性申候堀切之所、并堀切より之内横豎之広間敷をも打、絵圖書載候様ニ百性ニ可申付候、又



大鏡坊新堀をほり留、野ニ仕候由百性申候、大鏡坊ハ黄山せいとうの場ニ堀切仕候、百性絵図之通ニハ堀切不仕候由申候、然ハ堀切之場所相違候と相聞候間、被致詮儀、双方共ニ誓紙前書ニも書入させ可被申候、又百性共申候ハ、下小泉之上うばのふところと申所入相之場ニ、大鏡坊新敷家を作り候由申候、大鏡坊ハ入相之場ニ而ハ無之候、社領之内神成村と申所ニ家作り候由申候、是又起請文言ニ書載可被申候、以上

(明暦二年・一六五六)  
申六月十四日

(勘定頭・曾根吉次)  
曾 源左衛門

(同・伊丹勝長)  
伊 蔵人

(寺社奉行・神尾元勝)  
神 備前守

(同・松平勝隆)  
松 出雲守

井出藤右衛門殿

一色忠次郎殿

平岡□右衛門殿

神尾源右衛門殿

訴訟を提起したのは、井出藤右衛門代官所駿河国富士郡大宮町、一色忠次郎御代官所の同郡山本村・星山村・岩本村・入山瀬村・杉田村・久沢村・厚原村、甲斐国甲府藩(徳川左馬頭綱重家)領分同郡野中村・中里村、上野国館林藩(徳川右馬頭綱吉家)領分同郡下小泉村・若宮村・源道寺村・黒田村・淀師村、合計一五か村の村々である。相手は同郡村山村の修験大鏡坊である。現在の富士宮市や富士市にわたる地域である。

訴訟方一五か村の主張は以下の通りである。以前から富士山は入会地として周辺の村々は木や草を刈っていたとこ

表2 明暦期野論経過表

	年代	内容	差出⇨宛所	史料番号
1	明暦2年 6月14日	大鏡坊と大宮町の野論について評定所で吟味するも、不分明として、論所の見分や解決を、勘定頭たちは代官に委ねる。	勘定頭・寺社奉行 ⇨代官	史料一
2	明暦2年 11月25日	誓紙をして立会絵図を作成し、江戸へ出頭するよう、勘定頭たちは直接大鏡坊へ指示する。	勘定頭・寺社奉行 ⇨大鏡坊	史料二
3	明暦3年 6月19日	論所が留山にもかかわらず草刈したり、公事相手の村へは通常の二倍の富士参詣の役銭を要求するなど、大鏡坊の非法を、村から訴える。	若宮村他6ヶ村 ⇨奉行所	
4	明暦3年 10月18日	論所を見分した手代とともに、誓紙をしない大鏡坊を速やかに江戸へ出頭するよう、三奉行が代官へ指示する。	三奉行⇨代官	史料三
5	明暦3年 12月17日	大鏡坊が境をつけた論所の3分の1を、大宮町と他の村々へ渡す内済案を、大鏡坊から大宮町へ渡す。	大鏡坊 ⇨大宮町など	史料四
6	明暦4年 4月14日	墨筋の境目を社領として認める裁許。	三奉行⇨大鏡坊・ 大宮町他14ヶ村	史料五

註：出典はすべて「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」（「国大」・別111）

る、「去年未ノ六月」（明暦元年六月）に、草刈に来た大宮郷の者に対して、大鏡坊が暴行を加え草を刈り取れなかったとして訴状を江戸へ提出した。その後江戸で双方が対決する。大鏡坊は、この場所は村山浅間神社の社領内なので、以前から木や草ともに、大宮郷以下一五ヶ村に刈らせることはないと返答した。

江戸での僉議は、双方の主張が不分明なため、「重而御次而之刻、御検使被遣」と、検見などついでの時に検使を派遣し見分することが決められた。この検使は、訴訟方の幕府代官である井出と一色の手代たちへ命じられている。通常利害に関わらない代官（訴答の村とは異なる支配所の代官）を派遣するのが、以前明らかにした寛文期（一六六一〜七三）以降における論所検使の特徴であったが、この事例はその制度が確立する前の状況を示しており興味深い<sup>13</sup>。

傍線①にあるように、訴訟方の一五ヶ村には代表として三人に血判を求め、同様に相手方の大鏡坊ら富士山・村山口を管理する修験たち三名と村山村の年寄たち二名

の合計五名に血判させた。誓紙は村山の浅間神社がその場として選ばれ、その血判を押す瞬間を見届けるために、代官らの手代を一人ずつ派遣させることが、勘定頭曾根たちから幕府代官井出などへ求められている。この誓紙は、起請文に署名・捺印という単純なものでなく、代官手代が立会のもと村山浅間神社という宗教的空間の中で血判を求めている様子が詳細に描かれ興味深い。

次の傍線②では起請文に書く文言についても詳細に書かれている。例えば、一五ヶ村側は入会地に大鏡坊が新規に家を建てたと主張し、それに対し大鏡坊は杜領の神成村の中であり入会地ではないと反論した点までも、起請文に書き入れるよう記されている。残念ながらどのような起請文が書かれたかその細かな文言まではわからないが、双方の主張に間違いがないと、地域の神社の神前で誓わせることで、この争論の解決を促そうとする幕府奉行衆の思惑が見え隠れすると言えるであろう。

(史料二)

大鏡坊へ被遣候御状之写

駿州大宮其外近郷之百性と其方野論之儀、当地ニ而申渡候通、井出藤右衛門・一色忠次郎手代檢使ニ而、双方其元ニ而少も依怙鼻眞無偽様ニ致誓詞、絵図之裏書少も無相違文言書付致判形、早々当地江可罷越候、若於遲参者可為越度候、以上

追而申候、誓紙之儀ハ其方直ニ致、相手之 村 次左衛門

百性ニも誓紙致させ、其上ニ而壹枚 曾 源左衛門

絵図ニ可仕候、以上

伊 蔵人

十一月廿五日

松 出雲

大鏡坊

如此大鏡坊江申遣候間、其元ニ而能々僉儀仕、絵図うら書をも無相違様ニ為仕、当地へ罷越候様ニ可申談候、以上

井出藤右衛門殿手代

次左衛門

一色忠二郎殿手代

源左衛門

蔵 人

出 雲

この史料は、寺社奉行松平勝隆以下、勘定頭村越吉勝など、幕府の奉行らが直接村山修験の一人大鏡坊へ宛てた書状である。<sup>14</sup> 年号はないが、前後の関係から明暦二年（一六五六）のものとして理解できる。これより、「当地」（江戸）にて申し渡した通りに、幕府代官井出・一色の手代が論所の検使を命じられたことが明らかである。手代が検使として来村したさいには、訴答の双方が、「其元」（村山浅間神社）で誓紙をして、その上で絵図を作成し、江戸への出頭が指示されている。追記には双方が別々に誓紙をして、「喜枚絵図」を仕上げよとの記載がある。ここでいう「喜枚絵図」とはいわゆる立会絵図のことである。<sup>15</sup> 訴答それぞれが作成した絵図を、一つに仕上げることから「喜枚絵図」という別称がある。

立会絵図とは、訴答双方の当事者と、絵図を作成するために訴答双方から選ばれた絵師らが誓紙した上で、共同で作成した絵図のことである。以前拙稿で分析したように、寛文期（一六六一〜七三）より後に、論所出入が評定所へ提起されたさいには、直ちに立会絵図を作成した上で、双方に評定所への出頭を命じる目安裏書が記載されるように

なる。<sup>(16)</sup>

現地で内済できないほど争論が激化しているからこそ、幕府評定所に解決を求める村に対して、いくら誓紙の上とは言え、双方が共同で絵図を完成させるまで評定所での審理を開始しない幕府のやり方は欺瞞に満ちている。この立会絵図の作成が目安裏書で求められるようになる寛文期以降、幕府裁許が絵図形式で下される割合が高まる。いわゆる、寛文・延宝期以降の開發行為の増加が、直ちに裁許絵図が大量に作成され現存した理由につながる訳でないことは、既に明らかにしたところである。<sup>(17)</sup>

本稿で検討する明暦期はそれ以前の段階で、ここでは、目安裏書を受けて双方が評定所に出頭して、それぞれの主張が明らかでないときになって初めて立会絵図の作成が命じられている。このような段階に、勘定頭村越らから大鏡坊へ直接渡されたのが史料二であろう。史料一から、まず最初は訴答それぞれが別々の絵図を作成して評定所へ提出したことがうかがえる。

さて、史料一から幕府の評定所が村や代官など地元に解決をゆだねた理由として、一五ヶ村もふくめ入会地として利用したのか、もしくは大鏡坊だけが支配した地なのか、「かくれ有之間敷儀ニ候を論候事不審ニ存候間」と、本来明確になっているはずなのに、何故このように争論が起きたのか、評定所の奉行たちが不審に感じたことも原因であるようだ。

この後、誓紙を作成したあと、立会絵図の作成を開始したようであるが、詳細は不明である。しかし、若宮村・宮之前村・淀師村・天間村・下小泉村・源道寺村・黒田村の合計七ヶ村が、明暦三年六月一九日に再度提出した訴状からその後の様子がわかる。<sup>(18)</sup>

明暦二年の七月までに、評定所では「御証文」を訴答へ下し、それを幕府代官へ渡しているようである。通常「御

証文」は評定所の構成員が連判した裁許状であると考えられるが、のちに解決に至っていないことなどから、評定所では実際の裁定を代官へ託したことが想定される。しかし、一向に吟味が進まず、その後も論所は留山となっていたが、「彼山ニ而大鏡坊并村山之者共ハ、去年之かやより当年田草・馬草自由ニ苅取、方々江金銀ニうり被申候間不届ニ奉存候」と大鏡坊側の勝手な行動にしびれを切らし、訴状を再度提出したようだ。

大鏡坊たちの「迷惑」はこれに留まらない。「富士山参詣ニ付而も弥々新法度ニ致候儀ハ、右馬頭様下小泉村・一色忠二郎様御代官石之宮と申所之者共役銭済ニ大鏡坊へ参候へ共、此村ハ公事相手ニ候へハ、役銭も余人一倍ならてハ参候へ、無左して無用と申候ニ付、余人一倍ニ而も参可申と申候へハ、又余人一倍ニ而も罷成間敷と申候、然共彼山へハ永々精進仕、参詣致候事御座候へハ、様々御訴詔仕候而、余人一倍役銭遣シ、参詣仕候」と、修験の先達という地位を悪用して、訴訟を起こした村が参詣する場合には、他の村の二倍の役銭を要求するなど、目に余るものであったと、若宮村たちは主張している。

この訴状には寺社奉行安藤右京亮重長以下合計七名の、寺社・町・勘定のいわゆる三奉行による目安裏書が書き添えられている。「如此目安上候間、於其元被致詮議、可済儀ニ候ハ、落着可申付候、若難済儀ニ候ハ、双方申候事、御証文証拠取揃、論所之見分仕、様子存候手代一兩人相添、大鏡坊并相手之百性、来ル八月廿五日ニ当地江可被指越候、勿論穿鑿之上、非儀之方可為曲事候間、可被得其意候、以上」とある。

ここでいう「其元」とは、訴訟方村の幕府代官井出藤右衛門正祇・同一色忠二郎直為・甲府藩領代官神尾源右衛門茂吉のことで、目安裏書には彼らの名前が三奉行の連名の後ろに宛所のように記されている。ここからも、代官たちに野論の解決を委ねようとする評定所の姿勢がうかがえる。また、地元の調停が不調に終わっても、地元代官は見分だけは済ませた上で、評定所への出頭が命じられている。このような手順は、のちの検使の職務とはかなり異なり興

味深い。それは、評定所で吟味がまず行われ、そのうえで論所を見分せざるを得ない状況があつてはじめて検使が派遣される手順であるからだ。のちに述べるように、このような評定所の姿勢が手代たちの不正を生み出し、誤った裁許が下される原因となつている。

(史料二)

去月廿日之書状令拜見候、然者富士郡大鏡坊と其方御代官所拾五ヶ村之百性野論之儀、双方立合絵図壹枚ニ認、指上候様ニ可申付候旨申遣候所ニ、此方より遣候誓紙之案書、大鏡坊合点無之由被申越候、則大鏡坊当地へ呼寄、様子承埒明可申候間、其方も弥大鏡坊無遅滞当地へ被参候様ニ可被申渡候、其節誓紙檢使ニ参候手代三人、是又当地へ越可被申候、若時分柄障入候儀有之候ハ、右之内壱人ニ而も越可申候、以上

(明曆三年・一六五七)  
西十月十八日

伊 藏人

(勘定頭・村越吉勝)  
村 次左衛門

曾 源左衛門

(町奉行・石谷貞清)  
石 将監

一色忠二郎殿

井出藤右衛門殿

神 備前

松 出雲

これは明曆三年一〇月一八日に勘定頭伊丹を始めとした三奉行が、幕府代官の一色・井出へあてた書状である<sup>19</sup>。先ほどの目安裏書で指定された差日(評定所への出頭日)が八月二五日であつたことから、評定所で提示した誓紙を大

鏡坊が納得せず（血判しない）、いまだに立会絵図が提出されていない状況が明らかになる。この史料三で言う「誓紙案文」とは、先述の史料二に見られた細かな文言の指示をした起請文と考えられる。大鏡坊の我儘な振る舞いに対し、三奉行たちは江戸でその詳細を聞いたために、一色たちへ大鏡坊の出頭を命じている。彼だけでなく、一色ら代官と、血判をした際に来村した手代三名へも出府が指示されている。このことから、大鏡坊側が血判を拒否したのは、代官手代たちが論所を見分するため来村し、浅間社で起請文を書き上げるような段階であつたこともうかがえる。

## 2 争論の解決

大鏡坊は誓紙を拒否するなど、解決の出口が見えない状況であつたが、一転して内済へと動き始める。

### （史料四）

御扱ニ付取替シ申手形之事

一村山社領之内と申、我等堀付致候、大宮町（明暦二年）并在々之衆ハ、前々より百性入相之野と被申候ニ付、去未之六月中より論シ候ハ、出入御座候ニ付、江戸へ罷下り公事致シ申候所ニ、御公儀様より代官衆へ被仰付、当酉ノ九月中右論地堀付候内、間数御改被成、落着可被仰付候由ニ而、手代衆御打立候分、東西八百五十式間・南北三百式拾式間之所、今度一色内蔵之助殿・間宮八左衛門殿御扱ニ而、右論所之間数三ツニ割、壹分之積り西之端与東へ式百廿四間、北木山境より横堀迄三百廿式間之所、大宮町（明暦二年）并同所手寄之村草苅場ニ相定御扱ニ而相濟候ニ付、即手代衆立合、右間数割被渡候境ニ双方出合堀付致候、其様何れも草苅場へ自今以後申分無御座候、右定之通相違候ハ、越度ニ可罷成候、為後日如件



明暦三年

大鏡坊印

酉ノ極月十七日

天野彦兵衛殿

佐野三郎兵衛殿

大宮町衆

表書之通我等共扱済申候所紛無御座候、為後日仍如件

此手形ニ間宮八左衛門殿押切印有之候

一色内蔵助

間宮八左衛門印

同年一二月、この野論は、大鏡坊が大宮町衆という訴訟方の村へ書状を渡すことで解決が図られたようだ（天野や佐野は詳細不明）。代官一色とともにここで登場する間宮とは、大番を勤めた間宮信政であろう。大番などの番方が論所の検使に命じられるケースはよくあり、この内済は評定所や老中など幕府の指示によるものかと思われる。しかし注意すべき点がある。間宮の妻は井出十左衛門正員の娘で、これは駿河国の代官である井出藤右衛門正祇の従兄弟にあたる。<sup>20</sup>このことから、代官井出の意向を受けて、間宮がこの内済の場に登場したと考えられるのである。つまり、この内済は代官の意向に沿った裁定にもとづくものと理解できよう。この書状からも、幕府評定所の奉行たちから、支配代官へ仲裁を働きかけたことが確認できる。代官たちは、論所を三分割して、大鏡坊ら村山修験に三分の二、大宮町とその他の村々へ三分の一に、それぞれ分配することで解決を試みたようである。ただこの史料は、訴訟方一五ヶ村のうち、大宮町だけが宛所として記載されている点は注意を要する。この史料四の大鏡坊の書状を見る限りは、明

曆三年の一二月にこの一件が解決したかのように見える。しかし、翌明曆四年四月には以下のような裁許状が幕府から下されている。

(史料五①)

駿河国富士郡浅間社領村山口別当大鏡坊与、大宮町・小泉村・天間村・山本村・岩本村・星山村・野中村・上中野村・淀師村・宮黒田村・源道寺村・久沢村・水宮村・入山瀬村・杉田村与野論之事、評定所へ訴詔ニ遣候ニ付、跡々之様子偽無之旨双方ニ誓紙致させ、遂穿鑿、御朱印之裏守之、境目墨ニ引加判、双方江絵図壹枚宛相渡候、自今以後右之趣於相背者、非儀之方、急度曲事ニ可申付者也

明曆四年戊ノ四月十四日  
(勸定頭・伊丹勝長)  
 伊 藏人

村 次左衛門  
(同・村越吉勝)

曾 源左衛門  
(同・曾根吉次)

石 将監  
(町奉行・石谷貞清)

神 備前  
(寺社奉行・神尾元勝)

松 出雲  
(同・松平勝隆)

これは、大宮町を始めとする合計一五ヶ村と大鏡坊の野論について幕府が下した裁許状である。訴答双方が誓紙を交わしたうえで吟味した結果、論所に境界を引き、その墨筋に奉行たちが加判したことが書かれ、境界を確定した裁許絵図であったことがうかがえる。この裁許状には、残念ながらそれ以上の詳細は記されていない。裁許文を読むだ

けでは、境界の区域は不明である。だが、この時期の裁許状にはよくある例であり、連名したのは勘定頭伊丹を始めとする幕府の三奉行であることは間違いない。

しかし、この裁許状にはいくつか腑に落ちない点がある。まず相手方の大宮町を始めとする村々の中には、当初の一五ヶ村に入っていなかった天間・上中野・若宮村の三ヶ村が入っている点である。その点は保留しても、先に見た史料四の段階で幕府代官による仲裁の上で大宮町と内済した一件が、なぜその四ヶ月後に改めて裁許状という形で裁定が下されたのであろうか。少々不可解である。

この裁許状には、奥に以下の文章があり、その謎を解くカギになるだろう。

(史料五②)

右明暦四年裏書之絵図、双方へ遣置候旨、裏書ニ雖載之、此絵図大鏡坊方ニ者有之候而、百性方ニ者無之旨、今度百性共依申之、遂穿鑿之處、無之段無紛ニ付而、先年申付候裏絵図ニ令書写、絵図之面墨筋、先判之處今度各押印判、百性方江下置者也

寛文九己酉年閏十月廿五日

(勘定頭・松浦信貞)

松 猪右印

(同・岡田善政)

岡 豊前

(町奉行・嶋田利木)

嶋 出雲

(同・渡辺綱貞)

渡 大隅

(寺社奉行・加々爪直澄)

加々甲斐

同・小笠原長矩  
小 山城

明暦四年の裁許絵図では双方へ一枚ずつ渡すと記されながら、大鏡坊の所には存在したが、大宮町など村方には無いとの訴えがあった。吟味した結果、確かに百姓方には絵図の存在しないことが寛文九年（一六六九）の段階で明らかになった。そのため、大鏡坊所持の絵図を写し、あらためてこの寛文九年当時の三奉行が連判して、同年閏一月に村方へ下されたものであると奥書に記されている。なぜ村方には裁許絵図がなかったのだろうか。本来あったものが紛失したのか、もしくは、そもそも百姓らにはこの絵図が渡されなかったのか、更に謎は深まる。

この寛文九年には野論が再燃していた。大鏡坊により富士野への草刈が留められたため、蒲原領・加嶋領・甲府領の三ヶヶ村が訴えを起こしたわけである。<sup>21</sup> 評定所における吟味の際に、大鏡坊がこの明暦の裁許絵図を提出した。そこで、裁許で確定した境界があるにもかかわらず再度訴えを起こした廉で、評定所では久沢村長兵衛・杉田村仁左衛門へ籠舎を命じた。その後、吟味が進行していく過程で、裁許絵図が村方に無いことを、次第に評定所の奉行たちが理解したようである。

(史料六)

仕上申一札之事

一私共儀、先年大鏡坊を相手ニ仕、山論仕候処、江戸ニ而御奉行様被遂御裁許相済申候処、今度又罷出候儀不届之由被仰付、大鏡坊里運<sup>(理)</sup>ニ被成候、自今以後大鏡坊山御墨引之内へ入於申ハ、如何様之曲事ニも可被仰付候、為後日手形仍如件

寛文九年

神原領

大宮領

己酉年十一月廿四日

甲府領

右拾六ヶ村

竹中彦八郎殿

島 角左衛門殿

この証文では、明暦期に裁許が下されたにもかかわらず、寛文九年に再度江戸へ出たことが不届であったと、史料の差出人である蒲原・大宮・甲府各領一六ヶ村の者たち自らが述べている。<sup>22</sup> 明確な謝罪の文言はないが、詫証文の一種であることは間違いないであろう。宛所は書院番・竹中重之と同・嶋正長で、ともに駿河国の検使を勤めた。寛政譜によれば、寛文九年一二月二四日検使の精勤により時服などを拝領している。<sup>23</sup> この詫証文から、寛文九年段階では、明暦四年に定まった「墨引」すなわち境界を守るよう求められた様子<sup>24</sup>がうかがえる。大鏡坊側にしか存在しなかった異質な裁許状であると評定所は認定した。にもかかわらず、その内容は有効として、いまだこの時期の評定所では判断していたことがうかがえる。

## 二 延宝期の争論

### 1 争論の再発

寛文九年（一六六九）の段階で、論所を三分割することによって一旦解決した野論が、早くも延宝元年（一六七三）に再燃する。<sup>24</sup> 同年三月六日村山修験の大鏡坊・辻ノ坊・池西坊三人より、明暦四年に確定した境界外の場所でも、新規に薪取りを止められ、鉦や鉞などの鎌取りの被害にあった。そのため、延宝二年二月甲府領・神原領・加嶋領の合計三七ヶ村が訴状を幕府へ提出して、村山修験の非法を訴えた。そこで目を引くのは、論所が山年貢を上納している場とする今までに語られていない主張である。

この訴状をうけて、延宝二年四月三日、勘定頭徳山五兵衛重政に、大宮町勘左衛門以下、大淵・杉田・厚原・伝法・山本・天間・入山瀬・久沢・岩本・星山・杉田の一ヶ村一名が提出した口書が次の史料になる。<sup>25</sup>

（史料七）

覚

一大瀬村勘兵衛・松田村仁左衛門儀、先年大鏡坊江手形仕候と申分ケ之儀ハ、別紙ニ覚書を以申上候、勘兵衛・仁左衛門申候

一入山瀬村五左衛門・山本村十右衛門・星山村伝右衛門・岩本村七兵衛、右四人先年ノ御訴詔ニハ一道仕、御訴詔判形仕候得者、御当地江ハ終罷下不申と四人申候

① 一大宮勘左衛門儀ハ、拾八年以前酉ノ年、右一同ニ御訴詔ニ罷下り候処ニ、間宮八左衛門様・一色内蔵之助様

（明暦三年・一六五七）

（寛文九年・一六六九）

等、野論之儀御扱被成候ニ付、大鏡坊と手形取出シ相済シ申候、又六年以前野論仕候節、御召状被下候ニ付御当地江罷下り、御評定所罷出候、大宮町ハ先年扱ニ而相済申候段申分ケ仕罷歸候と、勘左衛門申候

② 一杉田村左衛門儀、御墨引相極候節、和田金左衛門殿御供仕、御当地へ罷越候、御評定所迄罷出候へ共、門

より外ニ金左衛門殿差図ニ而罷有候ニ付、野論落着被為仰付之趣一円不存候と、左左衛門申候

一 天間村源兵衛儀ハ、大宮町扱ニテ相濟候以後、御訴詔ニ罷下候処ニ、(明曆四年・一六五八) 戊二月御評定所ニ而扱ニ着不申儀不届ニ

思召、天間村平左衛門・小泉村清兵衛籠舎ニ被仰付候、源兵衛儀ハ、其節相煩罷有候故、御評定所へ不罷出候、

其後平左衛門・清兵衛出籠被仰付候ニ付、彼之者共同道仕、在所へ罷帰候と、源兵衛申候

一 拾七年以前御調被遊候御墨引之絵図、和田金左衛門殿より藤右衛門様へ参候字之絵図、大宮勘左衛門・あつ

原村兵左衛門ハ、六年以前酉ノ年江戸へ罷下候節、藤右衛門様御屋敷ニテ見申候、杉田村之仁左衛門・大淵村

勘兵衛・入山瀬村五左衛門・山本村十右衛門・星山村伝右衛門・天間村源兵衛・岩本村七兵衛・伝法村之平右

衛門・久沢村長兵衛、右九人之者ハ終ニ見不申候と申候

一 六年以前酉ノ年、大鏡坊留申候ニ付、神原領・加嶋領・甲府領三十九ヶ村之者一同仕御訴詔申上候ニ、所々

ニ大鏡坊より御墨引之儀絵図御座候段申上候ニ付、先年落着相濟候処ニ、又候哉御訴詔仕候儀不届ニ思召、久

沢村長兵衛・杉田村仁左衛門籠舎ニ被仰付候、其外岩本・山本・入山瀬之百姓、其節籠舎ニ被仰付候と、長兵

衛・仁左衛門申候

一 あつ原村兵左衛門儀ハ、拾七年以前ハ不罷下、六年以前ハ罷下、又今度も御当地へ参候と兵左衛門申候

一 伝法村平右衛門儀、拾七年以前ニも、六年以前ニも不罷下候、今度ハ罷下候と平右衛門申候

(延宝二年)  
寅ノ四月二日

(大宮町勘左衛門以下連名略)

右之口書寅ノ四月三日徳山五兵衛様ニ而被仰付候故仕上候

この覚書から先述の明暦・寛文における模様がより克明になる。まず傍線①では、先述の史料四のように、明暦期に大宮町は大鏡坊と内済し、寛文の時は評定所へ出頭したものの、先年に内済していることを言い、地元へ帰ったと述べている。

次に傍線②を見よう。明暦四年の裁許が評定所で下された時、江戸にいた杉田村左衛門は、次のような驚くべき証言をしている。幕府代官一色の手代である和田金左衛門の供をして評定所の門前まで来たが、その前で待機を命じられ、そのため評定所でどのような裁許が下されたのか（そもそも裁許状を下されたこと自体が）わからないと答えている。少し不可解な内容であるが、次の傍線③からはその理由が垣間見られる。

この明暦の裁許絵図を、「六年以前」（寛文九年）に井出の屋敷で初めて見たと、大宮町と厚原村の百姓は述べており、杉田村ほかあわせて九ヶ村の百姓たちは、今に至るまで見たことがないと主張している。これらの証言から、明暦四年に評定所で裁許絵図が下された時に、訴訟を起こした村が不在であり、且つその後も寛文九年まで見たものがないという異常な状況であったことがうかがえる。であるからこそ、寛文九年の奥書に、百姓方に存在しないことが吟味で明らかになったと記されたわけである。

また傍線④では、「六年以前」（寛文九年）の争論で、大鏡坊から境界を記した絵図が存在すると証言したことで、裁許で確定した境界があるにもかかわらず、三ヶ村の村が再び訴状を提出した不届に対して、久沢・杉田・岩本・山本・入山瀬の百姓が評定所より籠舎を命じられている。この処罰も裁許絵図が百姓方にないことが明らかになって許されたのは想像に難くない。

この覚書に対して、翌日の四月四日神田須田町の「いせや忠兵衛」（公事宿カ）宅において小嶋作五左衛門（勘定所の役人カ）は「拾七年以前公事ニまけ候時ハ、社領山ニ紛無御座候と、大鏡坊へ手形仕相渡し、只今ニ罷成何角と申



表3 延宝期野論経過表

	年代	内容	差出⇨宛所	史料番号	出典
1	延宝2年 2月	甲府・神原・加嶋領37ヶ村が、延宝元年3月より大鏡坊らにより、新規に山留したとして訴状を提出。	37ヶ村 ⇨(奉行所)		「国史」・53冊
2	延宝2年 4月3日	大宮町他11ヶ村が、明暦期の裁許絵図が下されたときと寛文期の争論の状況について口書を提出。	12ヶ村 ⇨勘定頭・徳山	史料七	「国大」・別111
3	延宝2年 4月4日	天間村他6ヶ村が、明暦期と寛文期に大鏡坊へ提出した手形について、その経緯を伝える。	7ヶ村 ⇨(勘定所)		「国大」・別111
4	延宝3年 6月	大宮町など各領の惣代が、大鏡坊らの不法を訴えた訴状を再度提出。	4ヶ村 ⇨(奉行所)		「国大」・別111
5	延宝3年 9月21日	検使の派遣の内諾を老中から得たため、来年春に派遣するので、来年2月に村から訴状を出すようにと、勘定頭が代官に指示する。	勘定頭徳山他3名 ⇨代官井出・古郡	史料八	「国史」・53冊
6	延宝6年 8月27日	甲府・神原・加嶋領37ヶ村が、いまだに派遣されない検使の論所見分を願う。	37ヶ村 ⇨奉行所		「国史」・53冊
7	延宝7年 6月16日	村方が訴状を検使の日根野らへ提出。	大宮領など4領 14名⇨検使・日根野、西山	史料九	「国大」・別112 「国史」・47冊
8	延宝7年 6月	大鏡坊らが返答書を検使へ提出。	大鏡坊など⇨ 検使・日根野、西山		「国大」・別112 「国史」・47冊
9	延宝7年 10月12日 (貞享2年 3月4日)	裁許状	三奉行・老中 ⇨村方42ヶ村・大鏡坊など	史料一〇	「国大」・別115

候儀、重々之我かまゝ申上候も少々御仕置可有之と存候」と述べている。つまり、「拾七年以前」(明暦四年)に、論所は社領山であるという証文を村方から大鏡坊へ渡しているので、今更何かと訴えることは「我かまゝ」と認識され、多少の処罰も覚悟すべきであると、小嶋は語った。

この小嶋の質問に対して、天間・杉田・星山・山本・岩本・入山瀬・久沢の七ヶ村が返答した覚書によれば、「拾七年以前ニ左様成手形我等共不仕候、其時公事ニハまけ不申、御扱ニ着不申候故、籠舎ニ被仰付候事」と、明暦の争論時

に大宮町以外の村は、論所を社領山とする内済を不服としたため、籠舎を命じられたと返答した<sup>(26)</sup>。つまり、社領山と認めるような手形は出していないと彼らは主張した。続けて、寛文九年に村山修験へ出した手形というのは、論所山のうち「大鏡坊割分之山ニ而相米出シ申候ハ、草からせ可申由ニ候間、手形仕候而苅之事」と、山手米を出すことで、大鏡坊分とされた野原での草刈を認めてもらった手形にすぎないと答えている。

この後の吟味は不明だが、翌延宝三年六月、大宮町庄兵衛・神原領厚原村二郎左衛門・同領久沢村久兵衛・加嶋領蓼原村小右衛門が訴状を提出。内容は延宝二年のものともあまり変わらないが、奥書に「右ハ卯ノ六月於江戸ニ地方御奉行様御指図を以差上申候写也」と記され、「地方御奉行」(勘定頭)の主導によるものだろうか。富士山南面之分ハ、古来より山御年貢米四拾三石三斗七升九合宛年々御上納仕候内、廿九石三斗三升八大鏡坊留申候山之内ニ而、富士郡神原領・加嶋領・大宮領・甲府領・東泉院領合五ヶ領之百姓薪馬草毎日取来り申候」と、とりわけ山年貢を幕府へ上納しているとして、ここ数年の大鏡坊の山止めを非難しているという点を強調している。ついに勘定頭より、村方の主張が有効なものとして理解されたことがうかがえる。

このように勘定頭が自らが指示し訴状を出させている様子から、代官に争論の解決をゆだねた明暦期とのコントラストが明白である。

(史料八)

尚々今度二領百姓共上候訴状之次目ニ印判をくはへ相渡し  
遣候通来春百姓共罷下候□□持参候様ニ可被申付候、以上

駿州富士山南面之分ハ、古来より山御年貢出之、木草取来候処ニ、大鏡坊妨之由ニ付、各々御代官所同国富士

郡大宮領・神原領・加嶋領三拾七ヶ村之百姓共罷下訴狀上候故、御老中へ得御内意候へハ、当年最早雪もふり、寒氣之節ニ候条、来春御檢使可被遣由被仰間可得其意候、来春二月之末三月初頭ニ三領之百姓共又罷下訴訟仕候様ニ可被仰付候、其節両人之手代ヲも差添越可被申候、各々も兼々檢使願被申候に、右之通御老中被仰、可為満足と存し候

卯九月廿一日

(延宝三・一六七五)

(勘定頭・徳山重政)  
徳 五兵衛

(同・杉浦正昭)  
杉 内蔵

(同・甲斐庄正親)  
甲斐喜右衛門

(同・岡部勝重)  
岡 左近

井出藤右衛門殿

古郡文右衛門殿

これは延宝三年九月に、勘定頭徳山五兵衛たちが、訴えを起こした三七ヶ村の代官である井出や古郡へ渡した書状である。<sup>27</sup> 先述の徳山の指示を受けて延宝三年六月に提出した訴状をふまえて、勘定頭が老中の内意を取り付け、論所への檢使が認められた。しかし、雪も降り寒さが厳しいため、来年の春以降の派遣が決定した。老中から許可を得たことは、すなわち、明暦に下された裁許を見直す必要があるものと老中たちすらも判断したことがうかがえる。村人たちの粘り強い交渉の結果、ついに勘定頭や老中たちの理解を得るような段階へと導いたのであろう。尚々書にあるように、村方の訴状の継目に勘定頭が捺印していることよりも、その事はうかがえる。しかし、実際は延宝七年（一六七九）まで音沙汰はなかったようだ。<sup>28</sup>

## 2 検使の派遣から裁許まで

延宝七年、遂に待望の検使が派遣された。検使は小性組番・日根野長左衛門弘宣と書院番・西山六郎兵衛昌春の二人である。徳川実紀によると、同年七月一四日に日根野と西山が検使の任命を受けている。<sup>29</sup>この検使宛ての村方の訴状の日付が六月一六日であることから、まず江戸で訴答双方が集められ吟味を行い、その上で論所を見分した様子がかがえる。訴状に名を連ねたのは大宮・神原・加嶋・甲府領の一四名である。

では、訴訟方の村方から提出した訴状を中心に、この野論を見ていこう。対象とする史料は「国大」の「富士山野争論訴訟留」で、もとの表題は「延宝七未六月 富士山野争論訴訟留」とあり、表紙には「訴訟人 蒲原領・加嶋領・甲府領四拾式ヶ村 相手 村山三坊」と記されている。最初に、訴訟方の四二ヶ村の訴状があり、次に村山修験の返答書と続く。返答書の部分には紙が貼られ、これには村山修験の返答書に対する村方の再度の主張が記されている。訴状・返答書で交わされた論点は一二ヶ条にも及ぶ(表4参照)。ここでは明暦四年に下される裁許絵図に関わる部分に注目していこう。

## (史料九①)

(明暦元年・一六五五)

一 廿五年以前未之年、村山ニ而大宮之百性共草苻申候得者、大鏡坊人数大勢催シ、打たゝき疵を付申候ニ付、大宮町并近所拾五ヶ村之百性江戸へ罷下、翌年より公事仕候ニ付、間宮八左衛門様・一色内蔵之介様御扱被成、大宮町者合点仕候、残拾五ヶ村之百性申候者、村山社領之野山者少も無御座候、所々御蔵入之富士野少成共大鏡坊へ相渡シ候儀御請難申上候、其上論所東西八百五拾式間之内、壹ツ分ハ大鏡坊・壹ツ分ハ大宮町・壹ツ分ハ拾五ヶ村と御扱被成候儀迷惑仕候、十七ニ割拾五分ハ拾五ヶ村と御扱可被成儀ニ存候と申上候、八左衛門様

大鏡坊御縁者故、其儘変断被成、三ツ之内壹ツ分ハ大宮町并十五ヶ村草苅場ニ相定、其外何れもの草苅場江者  
 自今以後構申間敷と大鏡坊手形ニ、八左衛門様御裏判大宮町江取置申候、此扱用不申候、御にくミニ而内蔵之  
 介様より百性悪敷様ニ被仰上、何之科も覚不申、百性三人籠舎ニ被仰付、籠之内より相煩半死半生之体ニ罷成  
 候故、公事仕候義者おそろしく奉存、其後終ニ御訴詔不申上候

村方が訴状の最初に記したのは明暦三年（一六五七）の内済に関してである。大番間宮と代官一色の調停を受けて、その内済案に納得した大宮町に対して、村山社領に野原はないのに、論所を大鏡坊・大宮町・一五ヶ村それぞれに三分割するのは納得できないと一五ヶ村が返答した様子がわかる。論所の分割は、先述の史料四では大宮町と他の村で三分の一、大鏡坊が三分の二となっている。当初は三分の一ずつ三者で分割する案であったのが、大番間宮が大鏡坊と縁者なので「変断」したと、村方は主張している。

一方大鏡坊側では、「明戊之四月十四日ニ十五ヶ村之百性御評定所江罷出候刻、御奉行様方御意被成候者、社領山之義者末代迄之事ニ候間、少ニ而も草苅場渡シ候義いらさる事と御意被成候、此扱御扱被成候、就夫大宮町も十五ヶ村も同前ニ山へ入不申候様ニと絵図之御裏書被下置候」として、明暦四年（一六五八）四月一四日評定所において、奉行より草苅場を分割する必要はなく、大宮町との内済を破棄したと返答している。代官の主導で不正が行われたとする村方の指摘に、奉行衆による指示という点を村山修験たちは強調している。

（史料九②）

（明暦四年・一六五八）  
 一 廿二年以前戊之四月十四日絵図壹枚宛双方へ御渡シ被成候時者、一味・手代兩人其外相手之百性も、証人ニ罷

表4 延宝7年(1679)野論訴答論点一覧

	概要	訴訟方 (42ヶ村)	相手方 (村山修験)
1	明暦3年(1657)の野論の内済について	大宮町は内済案に納得したが、他の15ヶ村は納得せず、そのため代官一色から百姓三人の籠舎を命じられ、公事が恐ろしくなり、以後は訴えていない。	一度は内済案に納得した大宮町だが、裁許で社領山を分割する必要はないと言われ、論所への立入を周辺村々に一切認めず、大宮町や他の村々もその件に承知した手形を提出した。
2	明暦4年(1658)の裁許絵図について	評定所で裁許絵図が下されたとき、手代や百姓も大鏡坊の縁者だけしかおらず、村方へ渡すべき絵図も、代官一色手代和田が隠し、野論は大宮町へ渡した内済どおりになったと手代は命じ、大鏡坊も論所の一部の草刈を認めた。	絵図を隠したとする村方の主張は偽り。寛文9年の争論を有利に運ぶために、明暦4年に渡された絵図を村方は隠している。
3	寛文9年(1669)の争論の件について	大鏡坊が明暦4年の裁許絵図を提出したことで、一度は百姓へ籠舎を命じられたが、村方に絵図のないことが判明し、籠舎は免ぜられた。しかし何故村方へ絵図が下されなかった件についての吟味はなかった。	寛文9年の野論で、立会絵図の作成が命じられたが、明暦4年の絵図と境目が変わらないので、明暦の絵図が採用された。
4	明暦3年の大鏡坊自筆の手形(史料四)について	大鏡坊は明暦3年の内済案(史料四)は破棄されたと主張するが、寛文11年に、いまだ有効と大鏡坊が提出した口上書が評定所の留書にある。	特になし。
5	論所の帰属について	論所「かは沢・榎沢」は古来より入会地で社領ではなく、毎年山年貢を幕府へ43石余り上納している。	論所「不動沢・針沢」に社領がないとする村方の主張は偽りで、場所を取り違えている。
6	辻之坊宛今川氏輝の証文について	今川氏輝の証文にある「針沢・不動沢」は賽銭に関する証文である。扱絵図の「かは沢・榎沢」は「針沢・不動沢」と同じとする大鏡坊らの主張は間違い。「かは沢・榎沢」には元大宮浅間神社の鳥居があったところ(村山の社領ではない)。	「針沢・不動沢」も下々では名前が異なる。大宮浅間神社がもとは論所にあったとするのは途方もない偽り。
7	裁許絵図で大鏡坊一人で林野を所持するとした件について	辻ノ坊一人の証文で大鏡坊一人が富士野を支配するのはおかしい。富士郡内の寺社は社中の境内のみ支配しており、富士山は全て蔵入地である。	村山三坊は別に朱印状を下付されているが、場所は同じである。明暦の裁許絵図の時は、辻ノ坊が病氣、池西坊は幼少ゆえ臨席せず、大鏡坊一人の名前で下された。
8	明暦4年の裁許で大鏡坊分とされた土地の年貢上納について	裁許で大鏡坊分とされた土地に、山宮・杉田・大淵村の年貢地があり、年貢を幕府へ上納している。	大鏡坊分の土地に蔵入地があるというのは偽りで、境界内の発心門のうちには蔵入地はない。別の入作地と村方は混同している。

	概要	訴訟方 (42ヶ村)	相手方 (村山修験)
9	論所内の材木について	論所内の材木は古来より自由に使っている。	論所での材木は手形を出させた上で村方に取らせている。
10	裁許絵図墨筋の範囲について	現在大鏡坊所持の明暦4年裁許絵図には山にも奉行の印判があるが、村方にある写しの絵図には野だけにしか印判はない。	奉行が捺印したことなので、理由はわからない。村方の絵図に野だけしか印判がない理由も不明である。
11	論所地蔵口の鎌取について	論所内地蔵口で大鏡坊が申し付け材木を伐り、山口の番山宮村より斧が鎌取された(論所は社領ではない)。	この件は聞いておらず、地元へ確認する。
12	明暦4年の裁許絵図の地名記載が違う件について	裁許絵図の地名が非常に異なっている。裁許状には誓紙したと記されているが、結局ともに誓紙はしていない。	誓紙した証拠の証文があり、村方の主張は偽り。
13	寛文2年(1662)代官一色の死後、論所につけた境について	代官一色の後任が決まる前に、大鏡坊が新道をつくり、境として堀や杭を立て、今は杭がないが、その跡は残っている。	この道は古来からの道である。堀は村方の人馬を留めるため設置し、のちに埋めたものである。

註：出典「富士山野諍論訴訟留」(「国大」・別112)

に述べている。この点は、既に史料七において杉田村左衛

次に、明暦四年の裁許絵図が下付された状況を村方は詳細

立候隣郷之百性も、大鏡坊親類縁者、又者手代衆目ヲ  
 かけ申候小百性ニ而御座候ニ付、何事も不申上、大鏡  
 坊利運ニ罷成候、殊ニ檢使ニ被遣候手代三人之内、神  
 尾源右衛門様御手代・吉野新右衛門殿立合仕立被申候  
 判形之絵図をも両人之手代隠置、場所相違之絵図ニ書  
 替、判形仕差上候ニ付、御公儀様ニ而ハ真と被思召、  
 御裏書調申候得者、御恨可申上様無御座候、百性方へ  
 御渡し被成候絵図をも、一色内蔵之介様御手代和田金  
 左衛門殿請取、百性ニハ隠シ置申候、尤御裁許被仰付  
 候儀、百性共存候ハ、可罷出候得共、其段も手代衆御  
 隠シ被成、在所江罷帰候而ハ、今度野論之儀大宮町扱  
 手形之通ニ相済シ候と計被仰渡候ニ付、不及是非と存  
 罷有候、大鏡坊も論所三分二之外ハ少も無構、前々之  
 通草苜セ申候、絵図之義百性承候ハ、早速御訴詔申上、  
 一味之段ニあらハれ可申と隠シ申候

門が、評定所へ出頭したものの、裁許が下されたことを知らなかったように、大鏡坊の親類や一味の百姓だけが出頭したことを村方は訴えている。裁許絵図のもとになっている論所の絵図について、検使であった代官手代三人の捺印した絵図は隠し、一色手代和田や井出手代宇佐美の二人だけが作成した絵図に書き換えたとも述べる。それだけではない。本来百姓へ下される裁許絵図を、一色の手代和田金左衛門が隠し、今回の野論は大宮町との内済案になったというだけで裁許の件は隠していた、という驚くべき内容を主張している。

対する大鏡坊たちの返答は苦しい。村方が隠したと主張した裁許絵図については、「二手代立合仕立申候絵図八百性方へ被下置候、是ニハ三人之判形御座候、十壹年以前公事仕候、右之百姓方へ被下候絵図御座候而ハ公事不罷成候故、絵図無御座候と申上候」と、絵図があると出入にならないので、むしろ絵図を隠したのは村方と返答している。ただ、この点については、村方に絵図がないことは既に寛文九年の評定所の吟味で明らかになっており、大鏡坊らの返答は苦し紛れにすぎない。

(史料九③)

(寛文九年・一六六九)

一十一年以前酉之年、かは沢・榎沢之間、東西式里八町之所、大鏡坊新規ニ草苅セ不申候ニ付驚入奉存、御訴詔申上候得者、御墨引之絵図大鏡坊出シ申候ニ付、百姓方江御渡シ被下候絵図隠シ申候とて、何事も御取上無御座、百姓拾老入又々籠舎ニ被仰付、井出藤右衛門様・古郡文右衛門様へ絵図之有所御尋被成候所ニ、百姓方ニハ無之段分明ニ御座候ニ付、籠舎御免被遊、大鏡坊所持仕候絵図并御裏書御写被成、百姓方へ被下候、然者一度も対決不被仰付候、十二年之間兩人之手代大鏡坊一味仕、絵図之儀不申渡計略仕候段被聞召分可被下候、然所ニ七年以前丑之年より薪山をも新規ニ留申候、最初之場所ハ東西八百五拾式間・南北三百式拾式間ニ而御座

(延宝元年・一六七三)



候所ニ、東西式里八丁ニ罷成候段、御手代之衆一味故ニ而御座候

続いて寛文九年の争論について村方は訴える。村方に絵図がないことは評定所で明白となったにもかかわらず、大鏡坊と代官手代が一味して共謀した件については審議が行われなかった(傍線)。この点を明らかにして欲しいと村方は強く主張する。大鏡坊らは、寛文九年の争論で立会絵図の作成時に、提出した明暦四年の裁許絵図と境界が変わらなかつたために、この裁許絵図がそのまま証拠文書として用いられたと返答している。それほど明暦の裁許絵図は確かなものであることをくり返し述べている。

ついにこの野論の裁許が評定所で下る。それは延宝七年一〇月一二日のことであつた。検使を交えて対決してから四ヶ月後、村山修験と周辺村々との長い野論争論が終わりを迎える。

(史料一〇)

駿州富士山富奥院・大鏡坊・池西坊・辻坊与、富士郡之内大宮領大宮町・粟倉村・山宮村以上三ヶ村、蒲原領星山村・貫戸村・両山本村・岩本村・天満村・入山瀬村・久沢村・厚原村・伝法村・大瀨村・杉田村以上拾壹ヶ村、加島領鮫島村・中丸村・川成村・五貫島村・柳島村・前田村・宮下村・藤間村・宮嶋村・両横割村・森下村・蓼原村・本市場村・平垣村・水戸島村・森島村・柚木村・中嶋村・平井島村・松本村・杉岡村以上廿壹ヶ村、甲府領若宮村・下小泉村・源道寺村・黒田村・野中村・上小泉村・大岩村以上七ヶ村、都合四拾式ヶ村之者、富士山南表山野争論糺明之上申付候覚

一今川氏輝授置辻坊証文之通、西者針沢・東者不動沢之内、社領野山之由、富奥院・池西坊等雖申之、右証文之

表、先規散錢所記之、非山野証文、然ル<sup>①</sup>処富奥院申掠、年久山野之支配仕来之儀私曲之至也、向後深山・葉山・草山共如先規可為入会、但公儀御入用并百姓屋作木ニ至迄、年来以証文取来之間、自今以後猶以深山・葉山・すゞ竹・柴木・下草刈之、生木者勿論倒木・風折・立枯等迄一切不可伐採之、有来畑者其儘差置之、社領外年貢等御代官へ可收納之、入会之村々向後新発・新林不可致之事

一公義樋・水門橋等、末社修復・祭礼資用之木・金剛杖并百姓屋作之節者、入用之木数書付之、寺社奉行江相伺、其上所之御代官へ受差図可伐之事

一田上原之内、祖母懷新畑・新民屋、社領神成村よりハ神成平与申之、蒲原領・甲府領之者ハとくたミ平与申候、蒲原領・甲府領より出之候永禄年中今川氏真田土原切起証文之表、西者限日沢・南者穂切際・東ハ茶堂・北者小川窪可起之旨書記之条、右論所神成村申処非分也、然者限日沢、東之方田上原之地無紛、右之新畑民屋為田上原地内之間、年貢之儀可受御代官差図事

② 一大鏡坊隱居富奥院事、辻坊所持之今川氏輝証文を、自分証文に申掠、又所々散錢所之証文之内書抜之紙を、証文之体ニ作之、対決之節所々百姓を以致合手受裁許、其上一色忠次郎手代和田金左衛門与致一味、從公儀百姓方へ下置之絵図隱置之、此外種々邪謀之企私曲也、依之富奥院者流罪、池西坊事今度為富奥院名代罷出、大鏡坊儀者富奥院家職致相統候、然ル間右兩人江戸十里四方并駿河国追放、辻坊儀今度檢使穿鑿之節、三坊不同之由申所分明ニ付、容其科、閉門被仰付事

一大宮領山宮村・粟倉村、甲府領上小泉村・大岩村、前々為入会之処、富奥院に致一味候、然共大岩村者六年以前致白状、入会之者共与一同訴詔仕候ニ付、其科を免、向後先規之通下木・下草入会可刈之、山宮村・粟倉村ハ富奥院被頼候由白状雖申之、入会訴訟不相加候ニ付、名主・組頭籠舎申付候、上小泉村始終富奥院与致一味

候ニ付、名主・組頭追放申付候、相残小百姓者入会下草・下木可刈之事

右者日根野長左衛門・西山六郎兵衛為檢使被差遣、見分之上評定之面々令相談裁断如此、為後鑑絵図加裏書、双方へ下置之間、守此旨永不可違失者也

此絵図之面論所之儀、延宝七年十月十二日裁許奉行人令裏書加印判、双方へ雖出之置、文字相違依有之、今度改之者也

貞享貳年乙丑三月四日

隱岐(勘定頭・中山信久)

伯耆(同・彦坂重治)

備前(同・大岡清重)

安房(町奉行・北條氏平)

飛騨(同・甲斐庄正親)

淡路(寺社奉行・本多忠周)

内記(同・坂本重治)

右衛門(同・水野忠春)

山城(老中・戸田忠昌)

豊後(同・阿部正武)

加賀(同・大久保忠朝)

訴訟方は村山修驗の大鏡坊・池西坊・辻ノ坊に大鏡坊隠居の富奥院の四名で、相手方は大宮町を始めとする大宮・

蒲原・加嶋・甲府領の計四ヶ村である。この裁許状には、老中大久保忠朝以下一〇名の老中と三奉行が連名している。この裁許状は本来延宝七年一〇月一二日に下されたものであるが、文字の違いなど訂正して、貞享二年（一六八五）三月四日に改めて下付されたものである。そのため連名者は貞享当時の奉行たちである。日根野や西山などの番方の検使が派遣されているため、延宝時にも老中加判の裁許状であったことがうかがえる。<sup>30</sup>

さて、内容を見よう。一条目には、村山社領とされた地も含めて、論所は入会地と新たに認定された。辻ノ坊が所持する今川氏輝の証文（天文二年・一五三三）をもつて、針沢と不動沢の間を社領と主張するが、この証文は賽銭の場所を記したもので山野に関わる証文ではない。にも関わらず、富奥院はそれを掠め取り、長年社領として支配してきたのは「私曲」として、明暦の裁許以降評定所で社領と認められた場所も含め、「如先規」と従来通り入会地とする評定所の新たな判断が示されている（傍線①）。

四条目では、明暦四年における裁許絵図が下付された経緯が明らかになる。その結果富奥院は、数々の「邪謀之企」により流罪、池西坊・大鏡坊は江戸十里四方と駿河国の追放を命じられる。それは、①辻ノ坊の今川氏輝の証文を大鏡坊へ下されたもののように掠め取り、②別々の賽銭の証文を一つの証文のように偽造し、③一味の百姓たちと談合して裁許を受け、④一色手代の和田金左衛門と共謀して幕府より下付された裁許絵図を隠した、以上四点の謀略をしたと認定され、その廉で処罰を受けた。つまり史料九で、村方が訴えた内容は事実であったことが判明する（傍線②）。

周知の通り、代官一色直正は、勘定頭伊丹勝長の屋敷において、支配地の移転などの不満ゆえに伊丹その人を斬りつけた者である。時に寛文二年（一六六二）三月二十七日のことであった。さらに一色は、その場に同席していた勘定頭・岡田豊前守善政へ斬りかかるが、岡田も脇差で応戦。最後は、同席の者より一色は斬殺された。年貢納入の滞納などにより、この事件のあと獄にあった手代五人が、死刑や流罪・追放の刑を受けている。処罰を受けた手代の中に

和田がいたのかは不明だが、和田のように地域の土豪などの有力者をつるむような形で、代官一色が村落支配を行っていた様子をうかがえるだろう。

最後の五条目では、明暦期に村山修験の一味であった村が処罰をうける。「六年以前」の延宝二年（一六七四）に一味と白状し今回の争論に参加した大岩村以外の、山宮・粟倉・上小泉村は追放や籠舎などの処罰を受けている。<sup>31</sup>

以上、村方の主張がほぼ認められ、明暦の裁許で評定所が村山社領と認定した部分も含め、論所は全て入会地という新しい判断をこの裁許では示している。これは幕府自らが、以前の裁許を撤回するという一種の「裁許破」であろう。明暦のときに、代官まかせで行った結果として不十分だった吟味のツケが、このような失態を招く形で支払わされたことに、当時の評定所の奉行たちは苦々しく感じたに違いない。

### 3 村山修験の存在形態

以上、明暦から延宝期における野論から村山修験と周辺村々の関わりを概観した。ここでは、寛文から延宝期にかけての村山修験の実態について見ていきたい。

（史料一一）

一 駿州富士郡村山浅間拾式坊之内、大鏡坊・西池坊・<sup>（ママ）</sup>辻坊意論之糺明申渡覚

① 一大鏡坊・西池坊申旨ハ、辻ノ坊御 朱印致頂戴乍罷有、俗体ニ而葛山与兵衛と名乗り、社役等懈怠、其外池

西坊・辻ノ坊兼帯之所も我佷成所行数多有之付而、大鏡坊・池西坊異見仕候得共不致許容候、辻之坊職社役無怠慢之様仕度之旨訴之、与兵衛ハ今川家之証文在之而、辻ノ坊職代を立置、其身仕、俗体ニ而罷有筈之由、以

数通之証文申之、此趣遂穿鑿之処ニ、辻ノ坊職以名代を相勤之段、証文雖為慥、御朱印辻ノ坊被成旨俗体不謂儀也、但与兵衛一生ハ今之分ニ而被有、坊跡相続之子ヲ早速為致法体、辻ノ坊職ヲ相流、社役等不可怠之事

② 一村山富士野草茹札之儀、与兵衛方ニも古証文雖有之、先年大鏡坊十六ヶ村と野論之時、明曆四年四月十四日

ニ於評定所、奉行令裁許、絵図ニ墨筋ヲ引、境ヲ立、裏書出候所、与兵衛任我意、大鏡坊・池西坊ニも不令談合候而札ヲ出候、且又大鏡坊抱之旦那、勢州龜山廻り之儀、寛永十六年ニ書出候ニ載所、近年彼之所之内ニか所与兵衛奪取之由、其所之先達大鏡坊江訴之、重疊之猥之儀仕間敷候事

一神戸之内山伏大蔵屋敷其外畑等地論之儀、片付たる証文無之間、年貢者池西坊・辻之坊一所ニ致収納、任御朱印之旨、面々無相違可配分之、彼地ニ雪心寺ヲ与兵衛建立之由、為新寺之旨、勿論令破却、如先規山伏指置分ハ不苦事

一発心門小屋并平之儀ハ、義兄之古証文面彼坊須芝起以下ハ、任弥之旨、弥大鏡坊支配不可相違候事

一山林竹木之儀、雖為社用、三坊申合、伐採之尤ニ候、(私曲カ)和国之働不可仕候事

右之旨堅相守、永不違失、仍為後証、三坊江書出シ遣置之者也

寛文八年戊申九月十八日

(寺社奉行・加々爪直澄)  
加々甲斐印

(同・小笠原長矩)  
小山城印

大鏡坊

池西坊

この史料は寛文八年（一六六八）九月に、村山修験の大鏡坊・池西坊と辻ノ坊の争いに対して、寺社奉行の加々爪

と小笠原が下した裁許状である。<sup>(32)</sup>

まず注目できるのは、辻ノ坊が法体でなく俗体で葛山与兵衛と名乗っている点にある(傍線①)。村山浅間社の社役の怠慢を、大鏡坊たちより訴えられている。それに対して辻ノ坊は今川家以来からの証文を多く所持し、「俗体ニ而罷在筈」と古来より法体でなく俗体であったと反論している。寺社奉行は、徳川家より朱印状を拝領している者が世俗の者であるのは謂われがないとして、今の代には俗体を認めたものの、子息以降は法体させるようにと裁定を下している。戦国期以来今川氏輝などの証文を保持し、村山修験の権利の源泉ともいべき存在の辻ノ坊が、古来より俗体として先達を勤めていた様子が明らかになる。

また明暦の裁許以降、村山社領と認められた野を、辻ノ坊は大鏡坊らに断りもせず札を配り草刈をさせたなどとして、訴えられている。村山三坊とはいいいながらも、その中の修験たちはさまざまな形態をとっていた状況が明らかになる。また、延宝七年の裁許では、「三坊不同之由」との主張が評定所で認められ、他の修験が流罪や追放を申し渡されている中、辻ノ坊は閉門程度の処分ですまされている。俗に村山修験と一括りにする中にも、法体などの体裁の違いなどその中の差異を見いだせる。

その他、はじめにでも述べたように、三坊のうち大鏡坊は、他の二人と比べ朱印地も少ない修験であった。しかし、代官との縁戚関係を通じて、明暦の訴訟ではその代表となったように、次第にその中心として活動したことがうかがえる。

先述の史料九延宝七年の村方の訴状には、村山浅間社にある発心門について、「墨引御印判之絵図所付、各別相違仕候、発心門と申候ハ、村山神前ニ而御吊之まね仕候節、発心・修行・菩提・涅槃之四門并小屋を立て申候ニ付、発心門小屋と可申義と奉存候、鳥居もほこらも無御座候、広野之内発心門と申候義難用奉存候」と主張している。発心

門は鳥居も何もない場所だと訴えたり、浅間社で行う葬送儀式を「まね」と呼んでいる点は、あくまでも村方の主張ではある。しかし、中世からの歴史を有する村山修験ではあるが、辻ノ坊の俗体の件と含め、いまだその存在が必ずしも安定していないことを暗示しているようである。

### おわりに

明暦と延宝期の富士山における野論出入から、その裁許に至る過程と時期的な差異に注目しながら検討を試みた。その結果、論所の検使すらも代官に任せ解決を促そうとした評定所の姿勢が、老中より検使を番方などの者に命じるなど、より直接的に出入と関わるという、明暦期から延宝期にかけての変化を検出できた。また、争論の経過を通して、村山修験の存在形態などの特色についても明らかにできた。

訴願をどのように裁くかは、幕府の公儀性を獲得するためには必要な課題であった。明暦期の段階においても、在地の土豪などの有力者を利用しながら、代官とその手代による支配が行われている状況が、寛文から延宝期にかけて次第に払拭されていく変化を確認できた。寛文期以降に裁許が増えていくのは、それまでの代官頼みの吟味から、幕府の奉行自らが在地の争論に積極的に関わっていく状況を踏まえてのこととも理解できよう。この寛文→延宝期は全国幕領で総検地が行われている時期でもあり、かかる裁許に対する評定所の動向がそれのみでなく、在地支配全般にかかわる動向であったことがうかがえるのである。

しかし、この一件を勘定頭や代官の動向からだけ見る視点は不十分である。元禄一〇年（一六九七）再び富士野をめぐる野論が起き、その史料より明暦から延宝にかけて実に三〇〇〇両の訴訟費用を費やしたことが明らかになる。<sup>33</sup>



何度も何度も籠舎を命じられながらも、訴訟を継続していき、最後には入会権を勝ち得た村の動向は、一八世紀以降活発になる地域争論の動向の前史とも理解でき、単なる生産手段獲得のための訴願闘争とも言い切れない側面がうかがえよう。

最後に今後の課題について述べよう。地域は異なるが、加賀・越前の国境をめぐる白山争論も、この富士野争論と同じ明暦期に争論が起き、寛文期には幕府勘定頭岡田善政が加賀藩に宛てた書状からその争論における評定所の役割がうかがえる。もちろん、幕領が中心の富士郡の一件と同列に論じるのは難しいが、このような他地域の争論との比較検討も今後行うべき課題であろう。

また裁許の問題は、中世的な当事者主義的な村の相對の世界に対する、近世権力の関わり方が注目できよう。暴力による私的紛争処理を禁止したいわゆる豊臣平和令以降、<sup>34</sup>権力がどのように村落間争論に対峙していくのか。今回の明暦と延宝期の一件から述べるならば、代官・手代任せの村支配から、老中も含め幕府奉行衆が村の争論解決に積極的に関わるという側面が見いだせるであろう。拙稿<sup>②</sup>で述べたように、寛文く延宝期はまさしく、老中の命を受けた論所検使が多く派遣されたことと密接に関わるであろう。

「淵底を究め」さえすれば、かならずや「理非の決断」に到達しうる、という確信を中世人が抱いていたと考えてはならない<sup>35</sup>。このように中世の法意識の特徴を、「折中」から論じたのは笠松宏至であった。それに対して、「万事の理非は此所に相定候事」と、理非を尽くすことで自ずから真実を明らかにできると、新井白石が幕府評定所を評したのは、正徳二年（一七一二）のことである。<sup>36</sup>かくも中世から近世にかけて、理非をめぐるこのような意識の変化が現れるわけだが、寛文く延宝期における裁許数の増加の影に、「理非」の裁断に対する幕府の意識の変化が読み取れるのではないだろうか。このような意識の変化は、延宝期におけるこの富士野論をめぐる評定所の態度の変化と軌を一

にすると考えられよう。「裁許破」の問題も含め、この点の解明は今後の課題として擱筆したい。

## 注

- (1) 例えば『静岡県史料 第二輯』（一九三三年、静岡県）一三七頁、旧大鏡坊富士氏文書など参照。
- (2) 宮家準『修験道組織の研究』（春秋社、一九九九年）第五章第四節「富士村山修験の成立と展開」（もとは『山岳修験』第六号、一九九〇年）。菊池邦彦「中世後期から近世前期における富士村山口の登山者」（甲州史料調査会編『富士山御師の歴史的研究』山川出版社、二〇〇九年）。
- (3) 『静岡県史料 第二輯』一七〇頁。元和六年（一六二〇）辻ノ坊訴状参照。
- (4) 関根省治『近世初期幕領支配の研究』（雄山閣出版、一九九二年）。また遠江国における代官支配については、佐藤孝之『近世前期の幕領支配と村落』（巖南堂書店、一九九三年）に詳しい。
- (5) 塚本学「近世日本における開発」（『岩波講座 開発と文化2 歴史のなかの開発』岩波書店、一九九七年）など。
- (6) 『富士宮市史 上巻』（一九七一年、富士宮市）七三二〜七三五頁。
- (7) 杉本史子「『百姓公事』の位置」（『新しい近世史2』新人物往来社、一九九六年。再収『領域支配の展開と近世』山川出版社、一九九九年）。
- (8) 見瀬和雄「近世白山争論と白山麓幕領の成立——大名領知権の性格をめぐって——」（『徳川林政史研究所 研究紀要』第二四号、一九九〇年）。
- (9) 拙稿①「成立期の評定所——関東地域における山論・野論を中心に——」（『徳川林政史研究所 研究紀要』第四二号、二〇〇八年）。
- (10) 塚本学「諸国山川掟について」（『人文科学研究』一三（信州大学人文学部、一九七九年）再収『小さな歴史と大きな歴史』（吉川弘文館、一九九三年）二二〇頁）。
- (11) 拙稿②「近世の論所裁許と検使見分——裁許決定過程の検証とその転換——」（『栃木史学』第二二号、二〇〇八年）において、論所裁許に派遣される検使の性格について検討した。ここでは寛文期以降について述べたが、通常支配地との

関わりがない代官やその手代が論所へ派遣される例が多い。この明暦期の事例では訴訟方の支配代官の手代が検使を務めている。のちに恣意性を忌避するために、代官や手代の派遣のシステムが改変・確立されたと考えられる。

- (12) 國學院大學図書館所蔵「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」(登録番号別—111)所収。原題は「延宝二年寅ノ二月 駿州富士郡寺社領 御朱印古証文之写」。

- (13) 拙稿③「近世前期の幕府裁許と訴訟制度—関東地域における山論・野論を中心に—」(『徳川林政史研究所 研究紀要』第三八号、二〇〇四年)。

- (14) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」。前掲の「国史」・岩本村文書では、この史料を寛文九年(一六六九)に比定しているが、内容から明暦二年(一六五六)と理解すべきと判断した。

- (15) 立会絵図については、大國正美「近世境界争論における絵図と絵師—地域社会の慣行秩序の展開にみる権力と民衆—」(『日本近世の史的構造 近世近代』思文閣出版、一九九五年)。阿部俊夫「論所裁許と立会絵図—寛文九年『刈田郡湯原村与伊達郡茂庭村与山境御論所絵図』の検討」(『福島県歴史資料館研究紀要』第二〇号、一九九八年)。拙稿④「近世前期の争論絵図と裁許—関東地域における山論・野論を中心に—」(『徳川林政史研究所研究紀要』第三七号、二〇〇三年)参照。

- (16) 大館右喜「慶安・寛文期における山野入会権争論」(『帝京史学』二〇号、二〇〇五年)によれば、寛文五年(一六六五)を初出として、目安裏書の段階で、立会絵図の作成が要求されている。

- (17) 前掲拙稿④参照。

- (18) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」(登録番号別—111)所収。

- (19) この史料についても、岩本村文書では「西」の記載から寛文九年に比定しているが、先ほどと同様にこれも明暦期の関係史料で、西は明暦三年に比定すべきと判断した。

- (20) 井出正祇の父正勝も駿河国代官を務めたが、妻は大鏡坊頼賀の娘であり、村山修驗と深いかわりのある家であった。『新訂寛政重修諸家譜 第十七卷』(続群書類従完成会、一九六五年)一〇〇頁参照。

- (21) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」。

- (22) 「国史」岩本村文書・富士川交通史料写第四六冊。

- (23) 富士郡神原領一六ヶ村・加嶋領二四ヶ村他合計六七ヶ村と、同郡御厨領須山村との村境論の裁許絵図が、寛文九年一月一二日に下されており、竹中らはこの論所も見分したようである。『裾野市史 第三巻 資料編近世』八三頁。
- (24) 「国史」岩本村文書・富士川交通史料写第五三冊。訴えたのは、甲府領野中・黒田・源道寺・下小泉・別宮、神原領伝法・厚原・久沢・入山瀬・天間・両山本・星山・貫戸・岩本・杉田・大宮町、加嶋領柚木・平垣・本市場・両横割・蓼原・藤間・仏原(前田)・柳島・鮫島・中丸・川成・五貫戸・宮嶋・宮下・森嶋・森下・水戸嶋・中島・松本・平井嶋の、合計三七ヶ村の村々である。
- (25) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」(登録番号別―111)。
- (26) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」(登録番号別―111)。
- (27) 「国史」岩本村文書・富士川交通史料写第五三冊。
- (28) 延宝六年八月二七日、神原・大宮・加嶋の三領の百姓たちが、検使の派遣を待つ願書を奉行所へ出している。「国史」岩本村文書・富士川交通史料写第五三冊。
- (29) 『徳川実紀 第五編』(吉川弘文館、一九三一年)三一七頁。
- (30) 前掲拙稿②参照。
- (31) 処罰を受けた村のうち、山宮・粟倉・上小泉村は、今回の入会訴訟に参加していないと裁許文中に記されている。しかし、裁許状の冒頭には村名があり矛盾する。この点の解明は今後の課題である。
- (32) 「国大」「駿州富士郡寺社領御朱印古証文之写」(登録番号別―111)。
- (33) 「国史」・岩本村文書45。元禄一〇年二月、野論争論惣代二付頼証文参照。
- (34) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八四年)。
- (35) 笠松宏至『法と言葉の中世史』(平凡社、一九八四年)。
- (36) 『御触書寛保集成』一五。正徳二年九月「評定之面々え被 仰出御書付」。